

補助金の交付を受けるには

○住宅等を増改築される方

1 まず、補助対象であるか確認しましょう。

次のすべてに該当することが必要です。該当するときは、してください。

- 埼玉県内に建築された住宅を増改築します。

【住宅以外の例】

事務所、倉庫、店舗、集合住宅、社宅、車庫など。詳細は、Q & Aをご覧ください。

【増改築の内容が内外装木質化の場合】

増改築として申し込んでも、内外装木質化として申し込んでも構いませんが、どちらか一方を選択していただきます。ただし、内外装木質化として補助金の交付を受けるためには、施工面積のわかる図面の添付が必要です。施工面積のわかる図面の添付ができないときには、増改築として申し込んでください。

- 平成26年4月1日以降に木工事を着工しました（します）。
- 平成29年2月28日までに木工事が完了します（しました）。
- 埼玉県内に事業所又は営業所がある工務店等が増改築工事します。

【県外の工務店等が増改築工事する場合】

申込みされる方が木材を工務店等に支給して工事する場合は、対象となります。

- 県産木材の使用量が3立方メートル以上です。

2 申込み及び交付申請の準備をします。

補助対象であることが確認できたら、申込書兼交付申請書を作成します。使用する様式は、様式1-1

2 「彩の木補助事業補助金申込書兼交付申請書【増改築用】」

次に、建築現場の位置図を作成します。使用する様式は、様式2「建築現場位置図」です。既存の地図を様式に貼る、あるいは別紙として添付しても構いません。

様式3-1「彩の木補助事業補助金木材使用量計算書【計度量】」の作成は、工務店や木材供給業者等に依頼してください。木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成した「木拾表」を、この様式に代えても構いません。ただし、県産木材、その他の木材の区別を明確にしてください。

「計度量」なのでその後の使用量に変更があっても問題ありませんが、補助対象要件を満たしていなければなりません。

埼玉県内に事業所又は営業所がない県外の工務店等が増改築工事する場合は、様式9「彩の木補助事業補助金に係る木材支給申出書」の作成が必要です。

3 書類を提出します。

書類を整えて木材協会に郵送又は持参します。〆切：平成29年2月15日（水）必着
申込み及び交付申請書類チェックリストを活用してください。

★申込み及び交付申請書類チェックリスト（不足がないか☑してください。）

- 様式1-2「彩の木補助事業補助金申込書兼交付申請書【増改築用】」
- 様式2 「彩の木補助事業補助金建築現場位置図」
- 様式3-1「彩の木補助事業補助金木材使用量計算書【計画量】」
- 増改築する住宅等の平面図、立面図又は工事の概要がわかる図面の写し
- 本人確認書類

【本人確認書類の例】いずれか1点をご提出ください。

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、写真付き住民基本台帳カード、在留カードなどの写し。ただし、マイナンバーが表示されている場合には、その部分を黒塗りにするなどして判読できないようにしてください。

- （必要な場合）様式9「彩の木補助事業補助金に係る木材支給申出書」

4 補助金利用予定者登録通知書がお手元に届きます。

申込書兼交付申請書と必要な関係書類を木材協会に提出すると、2週間前後で木材協会から様式4「平成28年度彩の木補助事業補助金利用予定者登録通知書」がお手元に届きます。その際、「県産木材を使用した建築物」であることの表示例を同封しますので、わかりやすい所に表示してください。

5 木工事完了報告及び補助金請求の準備をします。

補助金利用予定者登録通知書が届き、木工事が完了したら、完了報告します。使用する様式は、様式6-2「彩の木補助事業補助金木工事完了報告書兼請求書【増改築用】」です。

完了報告を忘れてしまうと補助金は交付されませんので、木工事が完了した後2週間以内に提出できるよう準備を進めてください。

様式3-2「彩の木補助事業補助金木材使用量計算書【実績量】」の作成は、工務店や木材供給業者等に依頼してください。木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成した「納品書」を、この様式に代えても構いません。ただし、県産木材、その他の木材の区別を明確にしてください。

この実績量は、添付書類として必要な「さいたま県産木材販売伝票の写し」に記載されている数量と合致あるいは伝票に記載されている数量以下になります。

6 書類を提出します。

書類を整えて木材協会に郵送又は持参します。ㄨ切：平成29年3月10日（金）必着
木工事完了報告及び補助金請求書類チェックリストを活用してください。

7 木材協会の検査員が現地検査を実施します。

木工事完了報告書兼請求書と必要な関係書類を木材協会に提出すると、木材協会でその内容を審査します。審査には通常4週間程度かかります。この間に、必要に応じて現地検査を実施します（木工事完了報告書兼請求書提出前に実施することもあります）。実施する場合には、あらかじめ検査員から工務

店等にご連絡させていただきます。

【現地検査を実施する場合】

現地検査を実施するか否かは、木材協会が指名した検査員の判断によります。現地検査を実施することになり検査員からその旨連絡があった場合でも、工事を中断していただく必要はありません。詳細は、Q&Aをご覧ください。

8 交付決定及び確定通知書がお手元に届き、補助金が交付されます。

審査の結果（現地検査を実施した場合は現地検査の結果も含む）、補助対象住宅等の要件に適合すると認められると、木材協会から様式7「平成28年度彩の木補助事業補助金交付決定及び確定通知書」がお手元に届きます。それから1週間以内に、交付決定及び確定通知書に記載された交付金額をご指定口座に振り込みます。振込の通知はしませんので、ご指定口座の記帳をするなどしてご確認ください。

事務所、店舗を増改築するためにこの補助金を利用した場合には、交付決定及び確定通知書をお送りする際、「県産木材を使用した建築物」であることの表示例を同封しますので、室内等のわかりやすい所に概ね1年間表示してください。

★木工事完了報告及び補助金請求書類チェックリスト（不足がないか☑してください。）

- 様式6-2「彩の木補助事業補助金木工事完了報告書兼請求書【増改築用】」
- 様式3-2「彩の木補助事業補助金木材使用量計算書【実績量】」
- さいたま県産木材販売伝票の写し
【さいたま県産木材販売伝票に関する注意点】
さいたま県産木材販売伝票は、販売された木材が県産木材であることを証明するものです。丸太から証明されていることが必要なので、丸太を伐採した事業者（一次発行者）まで遡ったすべての販売伝票を添付してください。詳細は、Q&Aをご覧ください。
- 工事請負契約書の写し
- 写真
【写真に関する注意点】
 - ・木工事完了時の全景（1～2枚）
 - ・内部の木材使用状況がわかるもの（さいたま県産木材認証シール※の貼付箇所を5～6枚）※さいたま県産木材認証シールについては、Q&Aをご覧ください。
- （申込時から変更のある場合のみ）
増改築する住宅等の平面図、立面図又は工事の概要がわかる図面の写し

以上で、すべて終了しました。